



LIFRE

Legal Information Flash Report
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル817区
TEL:03-3201-3404
FAX:03-3201-3434
URL:http://mclaw.jp
email: tsutsumi@mclaw.jp

新型コロナウイルス対策を目的として改正された新型インフルエンザ等対策特別措置法及び4月1日から全面的に施行された改正健康増進法をご紹介します。

◇新型コロナウイルス対策に関する法律

令和2年3月14日、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行され、新型コロナウイルス感染症が、同法の適用対象となりました。

特措法は、感染症拡大の度合いに応じて、次の通りの規程を置いています。

1. 感染症の発生前

政府及び自治体において、行動計画の作成・公表や、必要物資の備蓄、訓練、知識の普及等を行うことが求められます。

なお、改正法施行前に作成された各種行動計画は、新型コロナウイルス感染症に対策に関する行動計画として定められたものとみなされます(法1の2Ⅲ)。

2. 感染症まん延のおそれが高いと認められるとき

新型コロナウイルス感染症まん延のおそれが高いと認められるときは、厚生労働大臣から総理大臣に対してその旨が報告され(法14、1の2Ⅱ)、政府・都道府県に対策本部が設置されます(法15Ⅰ、22Ⅰ)。

この場合、都道府県対策本部長たる知事は、感染症対策の実施に関し、公私の団体または個人に対し、協力の要請をすることができます(法24Ⅸ)。

3. 感染症のまん延により、甚大な影響が生じたとき

新型コロナウイルス感染症の全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める場合には、政府対策本部長たる内閣総理大臣は、緊急事態が生じた旨を公示し、国会へ報告します(緊急事態宣言。法32Ⅰ)。

都道府県知事は、こうした緊急事態に対応するため、法45以下に基づいて種々の施策を実施します。

例)・不要不急の外出の自粛要請

- ・学校等の使用制限の要請
- ・臨時の医療施設開設のための土地の使用等。

この段階においては、知事による施策に一定の強制力や罰則を伴う場合があります。

例)・正当な理由なく知事からの要請に応じない施設管理者に対し、当該要請に係る措置を講ずることを指示することができる(法45Ⅲ)。

- ・臨時の医療施設開設のため、一定の要件の下に、所有者の同意を得ずに土地を使用できる(法49Ⅱ)。
- ・知事からの特定物資の保管命令に違反した者や、行政機関による立入検査を拒否した者に対する懲役な

いし罰金刑(法人も含む)(法76~78)。

◆健康増進法が4月1日から全面施行

望まない受動喫煙防止のため、禁煙の範囲や責務を定めた健康増進法が2020年4月1日より施行されます(一部については既に施行済みです)。

1. 施設類型による禁煙の範囲

①学校・病院・児童福祉施設等、行政機関、旅客運送事業船舶・航空機については、敷地内禁煙(全面禁煙)です。但し、屋外に受動喫煙を防止するために必要な措置を講じた場合には喫煙場所を設置することができます。

②上記①以外の施設(一般企業等も含む)については、原則屋内禁煙ですが、喫煙専用室を設置した場合に同室内での喫煙が可能です。

③経過措置として、個人又は中小企業が経営している客席面積100㎡以下の飲食店については喫煙可能である旨を掲示することによって喫煙可能です。

2. 管理者の義務及び罰則

施設管理者は、喫煙禁止場所に喫煙機具や設備を設置してはならず、これに反した場合には都道府県知事等により指導があり、更に改善が見られない場合には企業名を公表をされたり、過料の制裁があります。

3. 屋内喫煙所の基準

上記の通り屋内禁煙になるため、喫煙を許容する場合には専用の喫煙室を設置する必要がありますが、喫煙室は、次の基準を満たしている必要があります。なお、設置費の助成金があります。

- ①壁や天井によって区画されていること
- ②屋外排気をして、喫煙室出入口において毎秒0.2mの気流があること
- ③喫煙可能である旨を掲示すること
- ④20歳未満の客・従業員を立ち入らせないこと
(友成、門屋)

法務トピックス

◆70歳就業法が成立(令和2年3月31日)

希望する人が70歳まで働けるよう企業に就業機会確保の努力義務を課すことを柱とする改正高年齢者雇用安定法等の関連法が成立し、2021年4月から適用されます。70歳までの就業は、定年廃止、定年延長、再雇用制度の導入といった従来の制度のほかに、企業やフリーランスを希望する人への業務委託や企業支援、自社が関わる社会貢献事業に従事させるなどの選択肢を設けるよう会社に努力義務を課すこととなります。